

議案第94号

三神地区環境事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、副組合長の選任の方法を変更するため、三神地区環境事務組合理約（平成11年県指令第10市町村第5号許可）を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和 5年12月 5日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、三神地区環境事務組合の副組合長の選任について、三養基郡町村会規約の変更により佐賀東部町長会に改められたため、同組合理約を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

三神地区環境事務組合規約の一部を変更する規約

三神地区環境事務組合規約（平成11年佐賀県指令10市町村第5号）の一部を次のように変更する。

第9条第3項中「三養基郡町村会会長」を「佐賀東部町長会会長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による佐賀県知事の許可のあった日から施行し、変更後の三神地区環境事務組合規約の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（選任の特例）

- 2 令和5年4月1日から佐賀東部町長会会長が選任されるまでの間における副組合長の選任は、この規約による変更後の第9条第3項の規定にかかわらず、同年3月31日に副組合長であった者をもって充てる。

三神地区環境事務組合格約 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第9条 組合に、組合長、副組合長及び会計管理者各1人を置く。</p> <p>2 組合長は、神埼市長をもって充てる。</p> <p>3 副組合長は、<u>三養基郡町村会会長</u>をもって充てる。</p> <p>4 会計管理者は、神埼市の会計管理者をもって充てる。</p>	<p>(執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第9条 組合に、組合長、副組合長及び会計管理者各1人を置く。</p> <p>2 組合長は、神埼市長をもって充てる。</p> <p>3 副組合長は、<u>佐賀東部町長会会長</u>をもって充てる。</p> <p>4 会計管理者は、神埼市の会計管理者をもって充てる。</p>